

著作権関係照会先

資料1

自治体名	編さん期間	執筆者身分・所属	著作権に関する取り決め	市の権利	執筆謝礼(筆耕料)	備考
A市	H11～H25	一般職職員・非常勤特別職・大学教授等学識者	なし	—	1字:6円	
B市	H16～H29	職員(学芸員)・大学教授等学識者	なし	—	2500円/400字	
C市	H20～H28	大学教授等学識者	なし	—	筆耕料 解読困難:900円/450字 解読容易:675円/450字	
D市	H20～H26	非常勤特別職・大学教授等学識者・調査専門委員(地自法174条1項)	「覚書」により、執筆者に対し著作権使用許諾を得ている。	編集著作権:○ (調査専門委員が編集) 著作権:×	報償費 4,500円/1頁(利用許諾に対する対価は原稿料をもってこれに充てる)	
E市	S44～継続中	大学教授等学識者	なし	—	2,000円/400字	
F市	H3～H21	一般職職員・非常勤特別職・大学教授等学識者	—	—	—	調査団へ業務委託していたが、現在は解散している
G市	H22～H36	編集委員会(調査団)の委員、委員以外の学識者(職員含む)	なし	—	執筆3,000円/400字 筆耕300円/200字	調査団へ業務委託している。